

桶川市

安心宣言支援給付金



市内事業所の新型コロナウイルス対策を応援します！

対象

市内にある事業所で、業種や規模を問わず、『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守する事業者

支給額

3万円

申請方法

郵送

(申請書兼同意書はガイド中面にあります。1事業所につき1通郵送してください。)

申請期間

2020年10月16日(金)～

12月18日(金)まで(当日消印有効)

申請

申請書類を揃えて市へ郵送！

交付

ご指定の口座に支援金を給付！

安心

安心宣言を事業所に掲げる！



〒363-8501 桶川市泉1-3-28

桶川市役所 産業観光課

安心宣言支援給付金 宛

電話 048-788-4928

受付 月～金 9:00～17:00

ホームページ
はこちら！



安心宣言支援給付金とは？

埼玉県が提唱する『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を掲げ、三密回避や感染防止対策などに取り組む市内事業所等に対し、3万円を給付します。飛沫防止パネルや手指消毒液の設置などにご活用ください。



彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

1 三密を徹底的に回避します

- ・毎時の換気
- ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
- ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
- ・社会的距離の確保

2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
- ・マスクの着用
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉

3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・対面場所の遮蔽
- ・毎時の換気と消毒の徹底
- ・共通タオルの廃止、
ハンドドライヤーの使用中止

4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約の最大限の活用
- ・衣服のこまめな洗濯

5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での激しい運動や大声

6 極力制限します

- ・一度に休憩する人数の制限
- ・対面での食事や会話の制限

7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)

8 新しい働き方に向け努力 します

- ・在宅勤務やオンライン会議
- ・ローテーション勤務、時差通勤

宣言日： 令和 年 月 日

名称： _____

※詳細はホームページ (<http://>

) をご覧ください



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっちゃん」

申請の流れ

申請 以下の書類を揃えてご郵送ください。

詳しくは3～5ページ
をご覧ください

申請書兼同意書に必要事項をご記入のうえ、以下の書類を貼付け・同封し、郵送にてご提出ください。

① 申請書兼同意書

② 受取口座の通帳の写し

③ 申請者の本人確認書類の写し



記入・貼付け

④ 市内事業所運営確認書類の写し

(確定申告書、セーフティネット認定書など)

⑤ 事業所の外観写真



同封



交付 ご指定の口座に支援金が給付されます。

支給決定通知書でお知らせした後、ご指定の口座に3万円が給付されます。飛沫防止パネル設置などの対策にご活用ください。申請から振込まで約1カ月を見込んでいます。

安心 「安心宣言」を事業所に掲げてください。

支給決定通知書に同封された『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を事業所内に掲げて、新型コロナウイルス感染防止に取り組んでください。

「安心宣言」は埼玉県ホームページからもダウンロードできます。

埼玉県ホームページ >

埼玉県 安心宣言

検索

申請期間 令和2年10月16日(金)から12月18日(金)まで

宛先 〒363-8501 桶川市泉1-3-28

桶川市役所 産業観光課 安心宣言支援給付金 宛

連絡先 048-788-4928

注意

- ・申請書類に不備や不明点がある場合は、お電話にて確認させていただきます。
- ・不備や不明点のあるまま連絡がつかず、12月25日(金)17時15分を迎えた場合は、申請を取下げたものとみなします。

申請に必要な書類(①～⑤の全て)

①申請書兼同意書

ボールペンやサインペン等の消えない筆記用具で記入してください。

【申請者住所・氏名・電話番号】 ※申請者は、法人代表や個人事業主または店長などです。
申請者本人の住所・氏名・電話番号を記入してください。

【事業所名・業種・事業所所在地】

支店や出張所等がある場合は、支店名や出張所名まで記入してください。
実地調査を行う場合、事業所所在地にお伺いします。

【給付金受取口座】

受取口座の通帳の写しに記載されている内容を正確に記入してください。

【同意書】

同意事項1～6をお読みいただき、同意のうえ署名・捺印してください。

オモテ（記入面）

ウラ（貼付面）

様式第1号(第6条関係)

令和2年 ① 月 日

桶川市安心宣言支援給付金支給申請書兼同意書

桶川市長

桶川市安心宣言支援給付金支給要綱第6条の規定により、関係資料を添えて下記のとおり申請します。

記

申請者住所	
申請者氏名	
申請者電話番号	()
事業所名	() 業種 () 業
事業所所在地	〒363-00 桶川市 ①

給付金受取口座 ※長期間入金のない口座は、振込みができない場合がございますので御注意ください。

金融機関名	支店名	種別	口座番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
1番行 5番店	本-本店	1普通		
2番行 6番店	本-支店			
3番行 7番店	出張所	2当座		
4番店				

※ゆうちょ銀行を指定された場合は、「指定用途・現金種別・口座番号(桁数)」(印紙裏面に印刷記載)を記載してください。
ゆうちょ銀行の口座が分からない場合は口座名義を記入の上、旧郵便口座の「記号・番号」を下記に御記入ください。

記号 番号

同 意 書

桶川市長

私は、安心宣言支援給付金の支給申請にあたり、下記の内容について同意します。

記

- 1 彩の国「新しい生活様式」安心宣言に基づく取組の実施を誓うこと。
- 2 桶川市内で事業所を運営しており、今後も事業を継続する意思があること。
- 3 宗教上の組織又は団体、政治団体、桶川市暴力団排除条例（平成24年桶川市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
- 4 申請書類記載事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと。
- 5 不正受給が判明した場合は、給付金の返還等を行うこと。
- 6 申請書類に不備や不明点があり、令和2年12月25日までに連絡がつかない場合、申請取下げとなること。

署名 ①

(申請に必要な書類)・申請者又は法人名義の受取口座の通帳の写し・申請者の本人確認書類の写し
・市内事業所運営確認書類の写し・事業所の外観写真

のりしろ

受取口座の通帳（次の(1)・(2)のいずれか）の写しを貼ってください。

(1) 通帳のおもて面 + 通帳を開いた1、2ページ目
(2) 電子通帳の画面

②

のりしろ

申請者の本人確認書類（次の(1)～(6)のいずれか）の写しを貼ってください。

(1) 運転免許証（両面）
(2) 個人番号カード
(3) 住民基本台帳カード
(4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（両面）
(5) パスポート + 住民票の写し
(6) 各種健康保険証（両面） + 住民票の写し

③

*住民票の写しについては、貼付けずとも同封してください。

チェックリスト

(以下の項目について必ず御確認のうえ、確認後はチェック欄(□)にレ点を入れてください。)

申請書に記入漏れがないか確認してください。

給付金受取口座の記載内容と通帳の写しと一致しているか確認してください。

封筒内に以下の書類等を封入しているか確認してください。

申請書 申請者又は法人名義の受取口座の通帳の写し

申請者の本人確認書類の写し 市内事業所運営確認書類の写し 事業所の外観写真

郵送先：〒363-8501 桶川市泉 1-3-28
桶川市役所 産業観光課 安心宣言支援給付金 宛

書類が全て整ったらチェックリストでご確認ください。

②受取口座の通帳の写し

給付金を受取る口座の名義（本人または法人名義）、フリガナ、口座番号等を確認しますので、「通帳のおもて面と通帳を開いた1・2ページの両方」、または「電子通帳の画面」の写しを貼ってください。



③申請者の本人確認書類の写し

下記（1）～（6）のいずれかの写しを貼ってください。住所・氏名・顔写真が判別できるようにご注意ください。

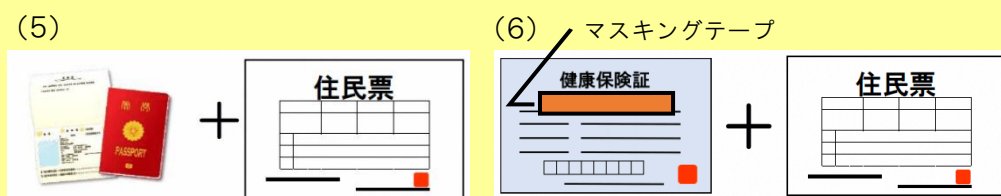
※本人確認書類は、申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書に記入する住所と同一のものに限ります。

- (1) 運転免許証（両面） ※返納した方は 運転経歴証明書
- (2) 個人番号カード（おもて面）
- (3) 写真付きの住民基本台帳カード（おもて面）
- (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（両面）
※在留の資格が特別永住者のものに限ります。



- (5) パスポート（顔写真の掲載ページ）＋ 住民票の写しの両方
- (6) 各種健康保険証（両面）＋ 住民票の写しの両方

※健康保険証をコピーする際は被保険者等記号・番号等をマスキングテープなどで隠してからコピーをしてください。



④市内事業所運営確認書類の写し、⑤事業所の外観写真は次ページ

④市内事業所運営確認書類の写し

申請する市内事業所の所在地が記されている、下記(1)～(4)のいずれかのコピーを同封してください。

(1) <法人の場合> 確定申告書別表一

<個人の場合> 確定申告書B第一表 + 青色申告決算書または収支内訳書

※ どちらも2019年以降のもので、税務署の收受印や受付日時の印字または税理士欄に署名押印のあるもの。

※ 確定申告書Bは「収入金額等」の「事業収入」欄に金額の記入があるものに限りです。

※ e-Taxで確定申告をされた方は、受信通知メールのコピーも同封してください。

確定申告書別表一

確定申告書別表一

確定申告書B第一表

確定申告書B第一表

青色申告決算書(1枚)

または

収支内訳書(1枚)

e-Taxの受信通知

e-Taxの受信通知

(2) 桶川市小規模事業者等支援給付金支給決定通知書

(3) 桶川市発行のセーフティネット認定書 (2019年以降発行のもの)

(2)

桶川市小規模事業者等支援給付金支給決定通知書

支給決定者	氏名	桶川 太郎	申請番号(個人)
	住所	桶川市景1-3-28	
支給額		100,000円	
振込先	種別	桶川 銀行 北沢 支店	
振込金額	口座番号	0123456	
お名前義人		オウガワ 優子	
発行日		令和2年6月4日	

(3)

桶川市発行のセーフティネット認定書

(4) 上記いずれの書類も用意できない場合、開業届、営業許可書、事業に関する契約書など事業所の市内所在が確認できる書類

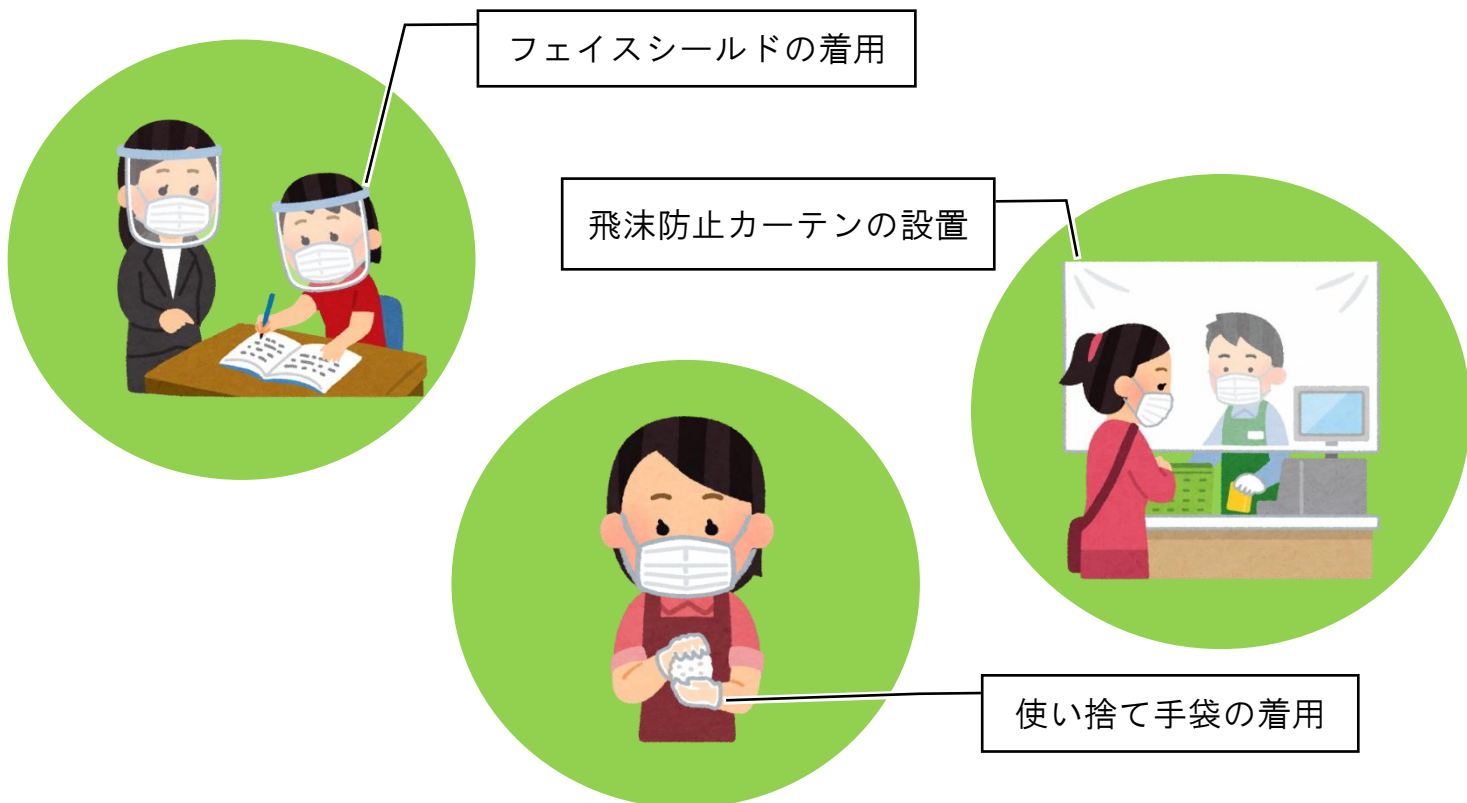
⑤事業所の外観写真

事業所の建物や出入口等、全体が確認できるカラー写真(概ねサービス判/L判 89mm×127mm以上)を同封してください。ビル等の一部を賃借しているテナントの場合は、ビルの外観写真を撮影してください。

写真イメージ



新型コロナウイルス感染防止対策例



Q1.**安心宣言支援給付金って？****A1.**

『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を掲げて新型コロナ感染防止対策に取り組む事業所に対し、3万円を給付するものです。

Q2.**誰が申請できるの？****A2.**

法人代表者や個人事業主、フリーランスを含む「自営業者」や、店長などの「運営責任者」を対象とします。

Q3.**対象業種は？****A3.**

市内に事業所があれば、原則、業種に関係なく対象となります。
【例】飲食業、小売業、医療業、理美容業、工事業 等

Q4.**桶川市内の事業所って？****A4.**

市内にあって、事業に使用する建物を指します。自宅の一部を事業所として運営していても、対象となります。

Q&A**Q5.****本社が市外でも対象となる？****A5.**

桶川市内で事業所を運営していれば、本社所在地が市外の事業者であっても対象となります。

Q6.**複数の事業所を運営している場合は？****A6.**

複数の事業所分を申請することは可能ですが、1事業所ごとに、申請書類一式が必要となります。

Q7.**外観写真は必要なの？****A7.**

必要に応じて事業所の現地確認を行う際の資料になりますので、必ず同封してください。

Q8.**申請書兼同意書はどこで入手できるの？****A8.**

ホームページからダウンロードできるほか、市役所1階などでも配布しています。

Q9.**申請書類を市役所に持参してもいいの？****A9.**

新型コロナ感染防止の観点から、郵送での提出にご協力いただきますよう、お願いします。

Q10.**提出した書類は返してもらえるの？****A10.**

ご提出いただいた書類は返却できません。確定申告書や証明書類等は、コピーしたものを提出ください。

Q11.**安心宣言はどこに掲げればいいのか？****A11.**

お客様の目に付きやすい位置に掲出してください。お客様が安心して訪れることができるよう、お願いします。



〒 363-8501 桶川市泉1-3-28
桶川市役所 産業観光課 安心宣言支援給付金 宛
電話：048-788-4928
受付：月～金 9:00～17:00